

高等教育の修学支援新制度申請手続 年間スケジュール（新規・継続）

- ・日本学生支援機構給付奨学金、授業料免除の両方について申請（継続申請）手続が必要です。
いずれかの手続がなされなかった場合、**給付奨学金の支援も授業料免除も受けられません。**
- ・各手続時期はあくまで「予定」です。具体的な手続時期は必ず近大UNIPAで最新の情報をご確認ください。
- ・家計急変者の申請スケジュールは下記と異なりますので、個別にお問い合わせください。

- ・・・学生（新規採用者）が行うべき申請手続
- ・・・学生（継続）が行うべき申請（継続申請）手続

	日本学生支援機構給付奨学金の申請手続		授業料免除の申請手続	
	新規申請の手続	継続申請の手続 (年2回の在籍報告と年1回の継続願の提出が必要)	新規	継続
4月	上旬	予約4月採用者進学届受付		適格認定における学業成績の判定結果通知（継続・警告・廃止）
	中旬	新規申請受付（在学採用・春） 予約5月採用者進学届受付		
	下旬		授業料等減免認定結果通知（4月～9月分）	
5月	上旬	4月新規採用関係書類配付	4月新規採用者授業料免除申請入力	在学生(継続者)の授業料免除継続申請（10月～3月分）
	中旬	予約6月採用者進学届受付		
	下旬	5月新規採用関係書類配付		
6月	上旬		5月以降の新規採用者も同様の手続になります。	
	中旬	予約7月採用者進学届受付		
	下旬	6月新規採用関係書類配付		
7月	上旬	7月新規採用関係書類先行配付		
	中旬			
	下旬			
8月	上旬			
	中旬			
	下旬			
9月	上旬		4月以降新規採用者授業料免除継続申請（10月～3月分）	
	中旬	新規申請受付（在学採用・秋）		
	下旬			
10月	上旬		★適格認定（家計）	
	中旬		在籍報告（10月）	
	下旬			
11月	上旬		適格認定における収入額・資産額の判定結果通知（10月より1年間）	
	中旬		11月新規採用者授業料免除申請入力	在学生(継続者)の授業料免除継続申請（次年度4月～9月分）
	下旬	11月新規採用関係書類配付		
12月	上旬	12月新規採用関係書類先行配付		
	中旬			
	下旬			
1月	上旬	1月新規採用関係書類先行配付	継続願提出	
	中旬			
	下旬			
2月	上旬			
	中旬			
	下旬			
3月	上旬		11月以降新規採用者授業料免除継続申請（次年度4月～9月分）	
	中旬			
	下旬	★適格認定（学業）		

★適格認定

「適格認定（家計）」とは、日本学生支援機構がマイナンバーから得られる収入情報により、支援区分の見直しを行うものです。

見直し後の支援区分は、10月より1年間適用されます。

「適格認定（学業）」とは、大学が学年末の学業成績により次年度以降の支援継続の可否審査を行うものです。

審査の結果、支援継続不可（廃止）となった場合は、次年度以降の給付奨学金の支給及び授業料減免は行われません。